

## 高額介護予防サービス費相当事業費等の未支給について

高額介護予防サービス費相当事業費等の支給事務の処理を行わなかったため、一部の対象者の方について、未支給となっていたことが判明しました。深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1 概要

武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業に関する高額介護予防サービス費相当事業費の令和2年12月から令和5年6月までの期間と、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の令和2年4月から令和5年6月までの期間について、対象者の方へ申請勧奨通知書等を送付していなかったことにより、未支給となっていたことが判明しました。

#### 2 対象者数及び支給額

- (1) 高額介護予防サービス費相当事業費  
19名、274,725円
- (2) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費  
9名、138,626円

#### 3 今後の対応

未支給となっている対象者の方へ速やかに申請勧奨通知等を送付するとともに、支給手続を行います。

#### 4 再発防止策

今後は、職員への業務手順の確認を徹底するとともに、複数の職員で進捗管理及び処理内容を確認し、適切な事務処理に万全を期してまいります。